

感染症罹患後の保護者の登園届

登 園 届（保護者記入）

保育園は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことで一人ひとりの子どもが快適に生活できるよう、下記の感染症については登園のめやすを参考に、かかりつけ医の診断に従い登園届の記入及び提出をお願いします。

森のタータン保育園 施設長 殿

園児名

【該当疾患に☑と、症状等の記入をお願いします。】

麻疹（はしか）	解熱日（ / ）
インフルエンザ	発症日（ / ） 解熱日（ / ）
新型コロナウイルス感染症	発症日（ / ） 解熱日（ / ）
風疹	全身発疹が消失している [はい / いいえ]
水痘（水ぼうそう）	発疹がかさぶたになっている (手のひら、足の裏は除く) [はい / いいえ]
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	全身症状良好 [はい / いいえ]
結核	感染のおそれがない [はい / いいえ]
咽頭結膜熱（プール熱） （アデノウイルス）	症状消失日（ / ）
流行性角結膜炎（アデノウイルス）	症状消失日（ / ）
百日咳	感染のおそれがない [はい / いいえ]
腸管出血性大腸菌感染症 （O157・O26・O111など）	感染のおそれがない [はい / いいえ]
溶連菌感染症	抗菌薬内服後24～48時間経過している [はい / いいえ]
マイコプラズマ肺炎	解熱日（ / ） 特有の咳が消失している [はい / いいえ]
手足口病	解熱日（ / ） 普段の食事がとれる [はい / いいえ]
感染性胃腸炎（ノロ・ロタ・ アデノウイルスなど）	嘔吐・下痢の症状がない [はい / いいえ] 普段の食事がとれる [はい / いいえ]
ヘルパンギーナ	解熱日（ / ） 普段の食事がとれる [はい / いいえ]
R S ウィルス感染症	呼吸器症状が改善している [はい / いいえ] 全身症状良好 [はい / いいえ]
突発性発疹	解熱日（ / ） 全身症状良好 [はい / いいえ]
伝染性膿痂疹（とびひ）	皮疹が乾燥している [はい / いいえ] または 湿潤部位を被覆している [はい / いいえ]
伝染性軟属腫（水いぼ）	滲出液がでていた時は被覆する [はい / いいえ]
頭じらみ症	駆除を開始している [はい / いいえ]

（医療機関名） _____（ 年 月 日受診）において病状が回復し、
集団生活に支障がない状態と判断されましたので 年 月 日 より登園いたします。

年 月 日

保護者名

保育園における感染症の登園基準一覧表

保育園は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。登園に際しては、以下の配慮をお願いいたします。

- ・ 園内での感染症の集団発症や流行につながらないこと。
- ・ 子どもの健康(身体)状態が、保育園での集団生活に適応できる状態に回復していること。

【医師の診断を受け、保護者が記入する登園届が必要な感染症】

病名	感染しやすい期間	登園のめやす
麻疹（はしか）	発症1日前から発疹出現4日後まで	解熱した後3日を経過してから
インフルエンザ	発症24時間前から後3日間が最も多い(量は減少していくが1週間ほどは注意が必要)	発症した後5日間を経過し、かつ解熱後3日を経過してから
新型コロナウイルス感染症	発症後5日間	発症した後5日間を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過してから
風疹	発疹出現の数日前から後5日間くらいまで感染力強い	発疹が消失してから
水痘（水ぼうそう）	発疹2日前から痂皮形成まで	全ての発疹が痂皮化してから
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	発症2日前から耳下腺腫脹後5日後まで	腫脹症状後5日を経過し、かつ全身症状が良好になるまで
結核		感染の恐れがなくなってから
咽頭結膜熱（プール熱）（アデノウイルス）	急性期の数日間	主な症状が消え2日経過してから
流行性角結膜炎（アデノウイルス）	急性期の数日間	感染力が非常に強いので結膜炎の症状が消失してから
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後2週間を経過するまで	特有の咳が消失し、全身状態が良好であること（抗菌薬を決められた期間服用する。5日間服用後は医師の指示に従う）
腸管出血性大腸菌感染症（O157・O26・O111など）		症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48時間をあけて連続2階の検便によって、いずれも菌陰性が確認されたもの
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1～2日間	抗菌薬内服後24～48時間経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	急性期の数日間	全身症状が安定し、普段の食事が出来ること
感染性胃腸炎（ノロ・ロタ・アデノウイルスなど）	症状のある間と、症状消失後1週間(量は減少していくが数週間ウイルスを排泄しているので注意が必要)	嘔吐・下痢などの症状が治まり、普段の食事ができること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間(便の中に1ヶ月程度ウイルスを排出しているので注意が必要)	全身症状が安定し、普段の食事が出来ること
RSウイルス感染症	呼吸器症状のある間	重篤な呼吸器症状が消失し全身状態が良いこと
突発性発疹		解熱し全身状態が良好
伝染性膿痂疹(とびひ)	湿潤な発疹がある間	皮疹が乾燥しているか、湿潤部位が被覆できる程度のものであること
伝染性軟属腫(水いぼ)		掻きこわし傷から、滲出液が出ているときは被覆すること
頭じらみ症	発症から駆除開始し数日間	駆除を開始していること

※その他：原因不明の発熱、咳、嘔吐、下痢、発疹などの症状のあるとき

出席停止の日数の数え方について

日数の数え方は、その現象が見られた日は算定せず、その翌日を第1日とします。

「解熱した後3日を経過するまで」の場合、例えば、解熱を確認した日が月曜日であった場合には、その日は日数には数えず、火曜（1日）、水曜（2日）、木曜（3日）の3日間を休み、金曜日から登園許可ということになります<図1>。

また、インフルエンザにおいて「発症した後5日」の場合の「発症」とは、「発熱」の症状が現れたことを指します。

日数を数える際は、発症した日（発熱が始まった日）は含まず、翌日を第1日と数えます<図2>。

